

JSPS

カントリーレポート 平成26年度版

ミャンマー国の高等教育基礎事情

バンコク研究連絡センター

平成 27 年 3 月

目 次

第Ⅰ章 ミャンマー国の概要	2
第Ⅱ章 『教育基本法』 制定	21
第Ⅲ章 ミャンマーから日本への留学生	36
第Ⅳ章 今後の展望	39
参考文献	40

第I章 ミャンマー国の概要

1. 概況

1.1 一般的事項

- (1) 国 名：ミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar 以下、ミャンマー）
- (2) 面 積：67万 6,578 平方キロメートル（世界 40 位 日本 の 1.8 倍）
- (3) 人 口：5,142 万人(図 1) （2014 年 8 月 30 日現在）⁽¹⁾
- (4) 首 都：ネーピードー（Nay Pyi Taw）
- (5) 言 語：ミャンマー語、シャン語、カレン語、英語
- (6) 宗 教：仏教（89.4%）、キリスト教（4.9%）、イスラム教（3.9%）、ヒンドゥー教（0.5%）など

1.2 基礎的経済指標（2013 年）⁽²⁾

《GDP》

- (1) 実質 GDP 成長率（%） 8.3 (図 2)
- (2) 名目 GDP 総額 - チャット（単位：100 万） 54,756,386 (図 3)
- (3) 一人あたりの GDP（名目）ドル 869

《消費者物価指数》

- (4) 消費者物価上昇率（%） 5.71（年平均）
- (5) 消費者物価指数 1,817.85（1995 年＝100）

《国際収支》

- (6) 経常収支（国際収支ベース） ドル（単位：100 万） -3,090
- (7) 貿易収支（国際収支ベース） ドル（単位：100 万） -2,556
- (8) 外貨準備高 - ドル（単位：100 万） 該当なし
- (9) 為替レート（期中平均値、対ドルレート） 962.5334（4 月～翌 3 月の期中平均値）
- (10) 為替レート（期末値、対ドルレート） 965.0000（翌 3 月末の期末値）
- (11) 通貨供給量伸び率（%） 33.6
- (12) 輸出額 - ドル（単位：100 万） 11,204
- (13) 対日輸出額 - ドル（単位：100 万） 513 (図 4)
- (14) 輸入額 - ドル（単位：100 万） 13,760
- (15) 対日輸入額 - ドル（単位：100 万） 1,296 (図 5)
- (16) 直接投資受入額 - ドル（単位：100 万） 4,107.05

2. 歴史

11 世紀中頃、エーヤワディー川中流のバガンにビルマ人初の王朝、バガン王朝が成立する。バガン王朝は、上座仏教や文字、技術などを先進民族であるモン人から受け入れた。

その後 16 世紀中頃までは分裂の時代を経て 16 世紀にビルマ人の王朝であるタウングー朝が成立し、全土は、ほぼ平定した。

19 世紀になると、三度にわたるイギリスとの戦争を経て王朝は滅亡し全土がイギリスの支配下に入った。

20 世紀に入ると民族主義運動が盛り上がり、独立戦争へと向かっていき、頭角を現したのがアウン・サン氏で日本軍の力を借りイギリスを追い出したが、再びビルマに戻ってきたイギリスに対し民衆の支持でついに 1948 年、100 年以上の植民地支配から独立した。

独立後は、議会制民主主義を導入するが国内政治は安定せず、1962 年ネ・ウィン将軍が率いた国軍が軍事クーデターを起こし、一党支配の社会主義国となった。

その後、国軍による政権掌握、2010 年 11 月の総選挙を経て 2011 年に政権は民政に移譲され、現在に至っている。⁽³⁾⁽⁵⁾

3. 内政

1988 年、全国的な民主化要求デモにより 26 年間続いた社会主義政権が崩壊したが、国軍がデモを鎮圧するとともに国家法秩序回復評議会（SLORC）を組織し政権を掌握した（1997 年、SLORC は国家平和開発評議会（SPDC）に改組）。

1990 年に実施された総選挙では、アウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝したが、軍政府は選挙結果に基づく議会招集を拒否し、民主化勢力の弾圧を強化した。

2003 年 8 月、キン・ニユン首相（当時）が民主化に向けた 7 段階の「ロードマップ」を発表し、その第一段階として、憲法の基本原則を決定するため国民会議を開催する旨表明した。同年 5 月、国民会議が約 8 年ぶりに再開され、継続的に審議が行われた。

2005 年 11 月 7 日、ミャンマー政府は、首都機能をヤンゴンからピンマナ県（ヤンゴン市の北方約 300 キロメートル）に移転する旨発表。2006 年 3 月頃までに政府機関は概ね移転を終了し、移転先はネーピードー市と命名された。

2007 年 9 月、全国的な僧侶のデモが発生。治安当局による制圧で、邦人 1 名を含む多数の死傷者を出した。

2008 年 5 月サイクロン・ナルギスがミャンマー南西部を直撃し、死者約 8 万 5 千名、行方不明者約 5 万 4 千名が発生した。

2008 年 5 月新憲法草案採択のための国民投票を実施（一部地域は 24 日に実施）。92.4% の賛成票で（投票率 99%）で新憲法承認。2010 年 11 月 7 日、総選挙が実施されたが、スー・

チー氏率いる NLD は総選挙をボイコットした。

2010 年 11 月 スー・チー氏に対する自宅軟禁措置が解除された。

2011 年 1 月総選挙の結果に基づく国会が召集され、2 月 4 日、副大統領 3 名が国会で選出された。

2011 年 3 月 3 名の副大統領のうち、テイン・セイン氏が大統領に選出され、これにより新政府が発足し（同時に国名も変更）、国家平和開発評議会（SPDC）から政権が委譲された。

2012 年 4 月 1 日、議会補欠選挙が開催され、スー・チー氏率いる NLD が 45 議席中 43 議席を獲得した。

2013 年 12 月テイン・セイン大統領は残り全ての政治犯に対し、恩赦を与えた旨発表。

現在、ミャンマーは、20 年以上続いた軍事政権から、民主化に向け活発な動きになっている。

2008 年に制定された「ミャンマー連邦共和国憲法」では大統領を国家元首とする共和制と少数民族に限定的な自治を認める連邦制を基本としている。連邦議会は、民族代表院（上院）と人民代表院（下院）の二院制で、それぞれ議席の 4 分の 1 を軍人代表議席となっている。

- ・上院（民族代表院） 定数 224（選挙議席 168，軍人代表議席 56）
- ・下院（国民代表院） 定数 440（選挙議席 330，軍人代表議席 110）⁽⁴⁾

4. 対日関係

イギリス領期のビルマは 1954 年 11 月の平和条約締結以来、日本と友好的な関係を築き、特にネ・ウィン政権は親日的な政策をし、ビルマ社会主義計画党（BSPP）時代の巨額の二国間援助に影響を及ぼしたともいわれている。

従来、日本は、ミャンマーに対する経済協力については、民主化及び人権状況の改善を見守りつつ、民衆が直接恩恵を受ける基礎生活分野（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）の案件を中心に検討の上実施することとしてきたが、2011 年以降、政治犯の釈放、テイン・セイン大統領とアウン・サン・スー・チー氏との直接対話、少数民族武装勢力との停戦等の措置がミャンマー政府によってとられたこと、2012 年 4 月 1 日の議会補欠選挙の結果、アウン・サン・スー・チー氏を含む幅広い関係者の政治参加が実現したこと等を踏まえ、2012 年 4 月に経済協力方針を変更した。

新たな経済協力方針の下では、ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革の進捗を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう、以下の分野を中心に幅広い支援を実施することとしている。

- 国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援，農業開発，地域開発を含む）
- 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）
- 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援

文化交流では 2012 年、白石隆政策研究大学院大学学長を団長とし、日本語教育、文化財保護、スポーツ、メディア、文化・芸術、食文化の各分野の有識者からなるミャンマー文化・スポーツ交流ミッションがミャンマーを訪問し、今後のミャンマーとの文化・スポーツ交流について指針となる政策提言を外務大臣に提出した。

二国間条約では、平和条約（1954 年 11 月締結）、賠償協定（1954 年 11 月締結）、経済技術協力協定（1963 年 3 月締結）、航空協定（1972 年 2 月締結）、投資協定（2014 年 8 月締結）が取極めされている。

日本では東京の高田馬場に日本国内最大の在日ミャンマー人コミュニティがあり、ミャンマー料理店やミャンマー語教室などが集中し、在日のミャンマー人は、8,709 人（2013 年 6 月末現在、外国人登録者数）で、一方、ミャンマーには日本人 891 人（2013 年 10 月現在）が在留している。⁽⁵⁾

5. 地方行政

5.1 行政区画

7 つの地方域（タイン・データー・ジー）と 7 つの州（ピーネー）に分かれる。地方域は、主にビルマ族が多く居住する地域の行政区分。州は、ビルマ族以外の少数民族が多く居住する地域となっている

5.2 主要都市

(1) ネーピードー

ミャンマーの首都、ネーピードーは、ミャンマーのほぼ中央部でヤンゴンから北へ 200 マイルの内陸部に存在する。2003 年ピンマナの西数キロの軍用地だった場所にミャンマーの新行政首都が建設され、ミャンマー国家平和発展評議会は省庁・政府機関のヤンゴンからピンマナへの移転を 2005 年 11 月より開始し、2006 年初頭には大部分の政府庁舎ができた。

ネーピードーの人口は、約 100 万人に達したが行政都市のため、将来人口はさほど増えないと予測されている。また、ネーピードーには海外からの観光客を見越し、多くの高級ホテルが立ち並ぶ地区や近代的な大きなショッピングモール、緊急時に滑走路として使用することを想定しているとされる広い 20 車線の幹線道路や、東京ドーム 70 個分に相当する大きさの国会議事堂も存在している。

(2)ヤンゴン

ヤンゴン市は、1755 年にアラウンパヤー王によってダゴンからヤンゴンという名前に変更され、ヤンゴンの意味は、「ヤン」は敵、「ゴン」は克服するで、全ての敵を克服したという意味で、その後、イギリスとの戦争により 1824 年からビルマはイギリスにより占領され、ヤンゴンはイギリスの政治、商業のハブとして発展した。

1885 年には全ビルマがイギリスにより完全に占領され、ヤンゴンはビルマの首都になった。

ヤンゴンは、エーヤワディー川のデルタ地帯に位置し、重要な交易地であり、米、チーク材、石油、綿、鉱石の輸出拠点である。主な産業は精米、木材加工、石油精製、鉄鋼業などである。気候は熱帯モンスーン気候に属しており、雨季前には 37℃にまで気温が上がる。

6. 地理

国土面積は 67.7 万平方キロで日本の 1.8 倍に相当する。北緯 10 度から 28 度の間に位置し(図 6)、気候は熱帯に属し南北に伸びる長い国土が特徴である。最北端の緯度は日本の奄美大島と同程度である。陸では中国・タイ・ラオス・インド・バングラデシュと国境を接し、境界線の総延長距離は約 4,600km に達する。海側はアンダマン海とベンガル湾に面し、海岸線の全長は約 2,000km である。⁽⁵⁾

6.1 気候

国土の大半が熱帯又は亜熱帯に属するが、気温や降水量は地域による差異が大きい。ミャンマーの南に位置する最大都市ヤンゴンでは、雨季は 5 月後半から始まり、7~8 月にピークに達し、10 月に終わりを迎え乾季に入る。この間、1 日の平均気温は 26 度から 32 度である。乾季は、涼季と呼ばれる 11 月から 2 月前半までと、暑気と呼ばれる 2 月後半から 5 月前半までの 2 つの季節に分けられる。暑気のピークは 4 月で、日中の最高気温は 40 度に達し、夜も 28 度を下回らないことが多い。涼季は 11 月から 1 月にかけてピークを迎え、日中は 30 度まで上がるが、朝と夜は 16 度から 18 度に下がって過ごしやすくなる。一方北部に位置する第 2 の都市マンダレーでは、雨季でも雨が少なく 30 度を超える高温が続く。涼季は朝と夜は 12 度以下にまで下がるが日中は 30 度を超えて 1 日の温度差が大きくなる。暑気は日中 40 度を超えるような猛暑となり、朝も夜も涼しくはならない。⁽⁶⁾

6.2 自然環境

ミャンマーの中心から、西側にエーヤワディー河が南北に流れている。北はミッチーナから南はアンダマン海に向かって流れていて、その長さは日本最長の信濃川(全長 367 km)の 5.9 倍にあたる 2,170 キロにおよび、流域面積は日本の国土面積を上回る 41 万平方キロに達する。下流域に 9 つの分流があり、広大なデルタ湿潤地帯を形成しミャンマー

最大の米の生産地となっている。エイヤーワディー河流域は 2 つの地帯からなり、一つは中部平原に広がる乾燥地帯で、年間降水量が東京の三分の二程度の 1,000 ミリ前後しかない。もう一つは中部平原の南端からデルタ全域にかけて広がる湿潤地帯で年間降水量が 2,500 ミリを超え、地域によっては 4,000 ミリから 4,500 ミリに達する。南西のインド洋から湿った季節風が吹く 11 月から 4 月は晴天が続く、同じ雨季でも降水量は 2 つの地域で大きく異なる。この違いは、農業にも影響を与え、乾燥地帯では少雨に適した畑作と周辺の水源地から水を引く灌漑稲作が広がり、雨季に多量の雨に見舞われる湿潤地域では、山地部の森林特産物の産出とデルタ地帯での雨水を利用した天水稲作が中心である。⁽⁷⁾

7. 経済

2013 年度（2013 年 4 月～2014 年 3 月）のミャンマー経済は実質 GDP 成長率が 8.3%となり、前年度の 7.3%を上回った。テイン・セイン政権は外資を牽引力とした安定的な経済成長を目指す方針を示しており、2012 年に 24 年ぶりに外国投資法の改正を行ったことで、日本企業を含め多くの外国資本を呼び込むことに成功しつつある。ミャンマーの民主化の進展を受け、米国は 2012 年 11 月に宝石などを除きミャンマー産の禁輸措置を解除、EU が 2013 年 7 月にミャンマーへの一般特惠関税（GSP）の適用を 16 年ぶりに再開したことで、欧米向けの縫製品などの輸出も復調しつつある。⁽⁸⁾ IMF の統計によると、2013 年のミャンマーの GDP は 564 億ドル。一人当たりの GDP は 869 ドルであり、国際連合による基準に基づき、後発開発途上国（LDC）と位置づけられている。GDP をみると、タイの 13%、ベトナムの 40%程度である。また一人当たりの GDP はタイの 7 分の 1、ベトナムの約 60%である。また、天然ガス、水力発電、木材、ヒスイ、鉱物、農作物、水産物といった資源が豊富であり、今後の経済発展の可能性を秘めた国である。⁽⁹⁾

主要農産物は米で、農地の 60%を水田が占める。また、宝石の産出量も多く、世界のルビーの 9 割を産出し、タイがそのほとんどを購入している。サファイアも品質の高さで知られる。

対日貿易額では、2013 年度、輸出 406 百万ドル、輸入 10.9 億ドルとなっており、主要品目では、輸出は衣類、海産物、履物。輸入は自動車、機械類となっている。また、日本からの直接投資では 326 百万ドル（1988 年以降 2014 年 3 月末までの累計）、2013 年度では 61 百万ドルとなっている。⁽¹⁰⁾

8. 交通

ミャンマーの交通事情は、道路整備状況、交通マナー、自動車整備状況などどれを取り上げても、日本と比べて劣る。飛行機ではヤンゴンを中心に主な都市を結ぶ路線があるが、ヤンゴン、マンダレー、バガン、ヘーホーを結ぶ幹線を除けば、毎日便がある路線は少な

い。鉄道では、料金に外国人料金が適用され割高である。車両や路床が古く乗り心地は良くない。⁽¹¹⁾

バス・タクシー等の公共交通機関では、定員オーバー、スピードの出し過ぎ、整備不良を原因とする事故が多い。

また、自家用車同士の交通事故が増加している。原因としては無免許運転、簡便なシステムにより免許取得ができるようになったためと指摘されている。

9. 国民

9.1 人口

5,141 万人（2014 年 9 月（ミャンマー入国管理・人口省暫定発表））

9.2 民族

ミャンマーは典型的な多民族国家で、バマー（ビルマ）族を筆頭に、シャン族、カレン（カイン）族、アラカン（ラカイン）族、モン族、チン族、カチン族、カヤー（カレンニー）族、その他が存在し、全部合わせると 135 民族になるといわれている。（表 1）⁽¹²⁾

9.3 言語

ミャンマーは多言語国家であるが、国語（公用語）は 1984 年の独立以来、ミャンマー（ビルマ）語と定められ現在では、全人口の 9 割以上が用いる共通語となっている。母語が異なる少数民族同士も、相互の意思疎通にはミャンマー語を用いるのが一般的で、ミャンマー語は 6000 万人近い話者を持つ東南アジアの主要言語のひとつとなっている。母語は主要 8 民族を言語系統に従って分類してみると、「チベット・ビルマ語派」に属する言語を使う民族が 6 民族に及ぶ。バマー（ビルマ）族をはじめ、アラカン（ラカイン）族、カレン（カイン）族、カチン族、チン族、カヤー（カレンニー）族である。これら 6 民族が互いに自分達の言語を使って意思疎通できるわけではない。他の民族ではシャン族は「タイ諸語」に属し、モン族は「南アジア諸語」に属する。⁽¹³⁾

9.4 宗教

ミャンマーは多宗教国家で、人口の 89%が上座仏教徒で、次いでキリスト教徒、イスラム教徒、精霊信仰、ヒンドゥー教徒となっている。現在の憲法（2008 年憲法）では進行の自由を認めながらも、上座仏教に「特別に名誉ある宗教」としての地位を与えている。そのうえで、キリスト教、イスラム教、精霊信仰、ヒンドゥー教をミャンマーに存在する宗教として名指しで公認し、また宗教の政治利用の禁止をうたっている（表 2）。⁽¹⁴⁾

9.5 人名

家系に共通の姓はなく、必要な時には両親いずれかの名と自分の名が併用される。したがって婚姻で女性の姓が変わることはない（夫婦別姓）。また、名を付ける際には、その子が生まれた曜日によって頭文字を決める。命名は、ビルマの七曜制や月の名前、土地の名前等から付けられることが多い。外国との交渉（旅券等の発行や移住時に姓や氏の記入を求められる状況）で、便宜的に敬称や尊称や謙称を使って、苗字とする場合もある（例：元国連の事務総長ウ・タントの「ウ」は敬称であった）。⁽⁶⁾

9.6 教育

ミャンマーの教育には、軍事政権の時代から始まった基礎教育制度がある。ミャンマーの基礎教育制度は、1990年代末から2000年にかけて大きな改定がいくつかなされている。そのうちのひとつがイギリス植民地から長らく10年過程であったが、基礎教育課程が2000年から教育制度は5・4・2制の11年となっている。

- ・初等教育5年（5歳～10歳）
- ・前期中等教育4年（11歳～14歳）
- ・後期中等教育2年（15歳～16歳）

義務教育が制定され、既に2000年度から小学課程の5年間に対して義務教育制度が実施されている。また現在は、中学課程の4年間に対しても、将来義務化しようという動きがある。

進級および11年生修了については、各教科修了テスト及び学年末試験により児童生徒の学力を評価する「学力継続評価制度」を実施している。留年者を多く出していた学年末試験による進級制度は1997年度までに廃止された。大学入学試験については、11年生卒業と大学入試を兼ねた、ミャンマー試験委員会による「全国共通試験」が実施されている。

ミャンマーは仏教国でもあることから、一般的に親は教師に協力的であり、親子とも教師に対し尊敬の念を持って接している。

貧しく学校に通えない子供たちの為には、寺院によるボランティア教育が存在する。日本と言う所の、寺子屋制度が有る。仏教徒が多数を占めるこの国では、18世紀後半には既に僧院学校が存在したと記録されており、学校教育制度が整備される以前より、各地で僧院の設置とその中での教育の提供が行われてきた。

寺小屋の小学校・中学校では学費やその他の費用がかからない上、寄付者から教科書、ノート、鉛筆などの文具が贈られることもある。また、ミャンマー政府も寺子屋を正規の学校教育機関と認めている。

僧院長たる僧侶が寄付金等で経営をする学校としては、公立学校と同じで3つに分かれており、僧院附属小学校、中学校、高等学校がある。僧院附属学校数はミャンマー全国で

1402 校（2009-2010 年）ある。

ミャンマーには、43,181 校の基礎教育機関が存在する。その内訳は、小学校は 30,015 校、中学校（前期中等教育）は 6,629 校、ミドルスクール（後期中等教育）は 3,742 校、高校は 2,795 校である。また、識字率はミャンマーの成人識字率が 2013 年度調査で 95.13%に達した。2008 年時点の成人識字率は 91.9%で、5 年間で約 3%向上した。(図 7)

ユネスコが発表したミャンマーの就学率統計によると、2005 年時点で小学校への就学率は 99%に達している(図 8、図 9)。一方で、同年の中学校への就学率は 43%に留まっている。(図 10、図 11、図 12)

10. 文化

10.1 食文化

ミャンマー食文化の食材ではカレーに限らず海老、鶏を使った料理が多い。また東南アジアの鶏は身がしまっていて噛めば噛むほど美味しい。田舎では野原や藪の中を元気に飛び歩いている親子のニワトリを見かける。鶏小屋に飼われている処は少ない。

海老は高いが味は良い。牛は肩から背中が張り出した農耕作業をしたり、牛車を引く使役タイプと思われ味は良くない。料理は、東南アジアなので、どれもしっかり火の入った料理が多い。また、ミャンマーで魚といえば淡水魚を指す。海辺の地域は別にして物流が確立していない影響もあり、海の魚を食する事は稀である。

10.2 世界遺産

ミャンマー中部のピュー遺跡群（Pyu Ancient Cities）が、2014 年にユネスコの世界遺産に登録された。また登録はないが、世界三大仏教遺跡の 1 つであるバガン（旧称パガン）の寺院群が、登録申請中である。

10.3 祝祭日

仏教による祝日が中心となっている。(表 3)

ミャンマーの祭りは、仏教やナツ信教との関わりを持っている。ミャンマーの暦は月の満ち欠けを基礎とした太陰暦を利用して、祭りは季節の変わり目の満月の日に行われる。⁽¹⁵⁾

・水祭り（ティンジャャン・ボエ）Water Festival

ミャンマー暦の正月(日本の 4 月)の中頃 3 日間。

バガン朝時代に、この時期に出兵する兵士たちの安全を祈って、娘たちが木の葉に水を浸して兵士にかけたことが始まりだと言われている。その後、豊作を願う雨乞い祭りとなり、現在は未婚の女性が好きな男性に愛を表現する方法として水をかけるという意味を持つよう

になった。

若者はトラックに乗り町を走り回り、道端の小屋からは若い女性たちがホースで水をかける。人々は、この祭りで古い年の汚れを落とし、新年の始まりを祝福しあう。

・水掛祭り(カソン・ボェ) **Kason Fullmoon Day**

ミャンマー暦の第二月(日本の5月頃)は、乾季の終わりに当たりもっとも乾燥している時期で、この満月の日に釈迦が菩提樹の下で悟りを開いた日とされている。この時、釈迦は羊の乳で煮たお粥が捧げられたことから、今でもこの日の朝、僧侶たちには羊の乳のお粥が捧げられる。

水掛祭りは、乾ききったこの聖なる菩提樹の木に、感謝の意を込めて水をかける祭りである。このときにまた、水の少なくなった池や沼の魚を捕獲して水の多いところに放す風習がある。

・雨安居結祭(ワーゾー・ボェ) **Waso Fullmoon Day(Beginning of Buddhist Lent)**

ミャンマー暦の第四月(日本の7月頃)の満月の日。

雨安居に入る雨安居結祭が行われる。この祭りの次の日から、僧侶たちは外出が禁止される。これは昔、釈迦が各地を遊行し説教していたときに、一人の僧侶が「雨期になると自然界の生物は活動を止め巣ごもりをするのに、我ら僧侶のみが各地を巡り歩いて、稲穂を傷つけ、草木を踏みにじり、幼虫を踏み殺している」と批判したことから始まったと言われている。

ミャンマー国民にとり格別宗教的意味合いの深い日であり、この日の翌日から約3か月間の雨安居の期間は、結婚などの祝い事、旅行、引っ越しなどができないこととなっている。

・灯祭り(タディンジュ・ボェ) **Tadinkyut Fullmoon Day (End of Buddhist Lent)**

ミャンマー暦の第7月(日本の10月頃)の満月の日。

雨安居があける日。また、釈迦が天から降りてきた日でもあるため、それを記念して仏の足下を照らすという意味では仏前ではもちろん、パゴダや家の紋に火を灯す。普段世話になっている親、先生に感謝に意を込めて贈り物をする日である。

・第2の灯祭り(ダザウンモン・ボェ) **Thasaungdaing Festival Day**

ミャンマー暦の第8月(日本の11月頃)の満月の日。灯明祭。

この日には、パゴダに無数のろうそくが立てられ、自分たちに成り代わって仏に仕えている僧侶たちに対して贈り物がされる。寺院では贈り物をする人で混雑し、贈り物が山のようになり積まれる。このように、贈り物をすれば、災害などから身を守ってくれると信じられている。

また、シッタダ太子が出家をしたときに、マーヤ夫人が着替えの袈裟を一晩で織り上げ

たという逸話に基づき仏増に献上する袈裟の機織りコンテストが各地で開催される。

・もちつき祭り(タマネー・ボェ)

ミャンマー暦の第 11 月(日本の 2 月頃)の満月の日。もちつき祭りが開催される。

収穫したもち米を蒸して、それにごま油、落花生油、塩、こしょうなどを加えてこねあわせて、もちを作り、托鉢の僧侶に捧げたり、パゴダに供えられたり、または近所の家々に配布される。

・収穫祭(ダバウン・モェ) Tabaung Fullmoon Day

ミャンマー暦の第 12 月(日本の 3 月頃)

各地で収穫を祝って催し物があり、僧侶への贈り物が捧げられる。

単位：百万人

図1 人口の推移

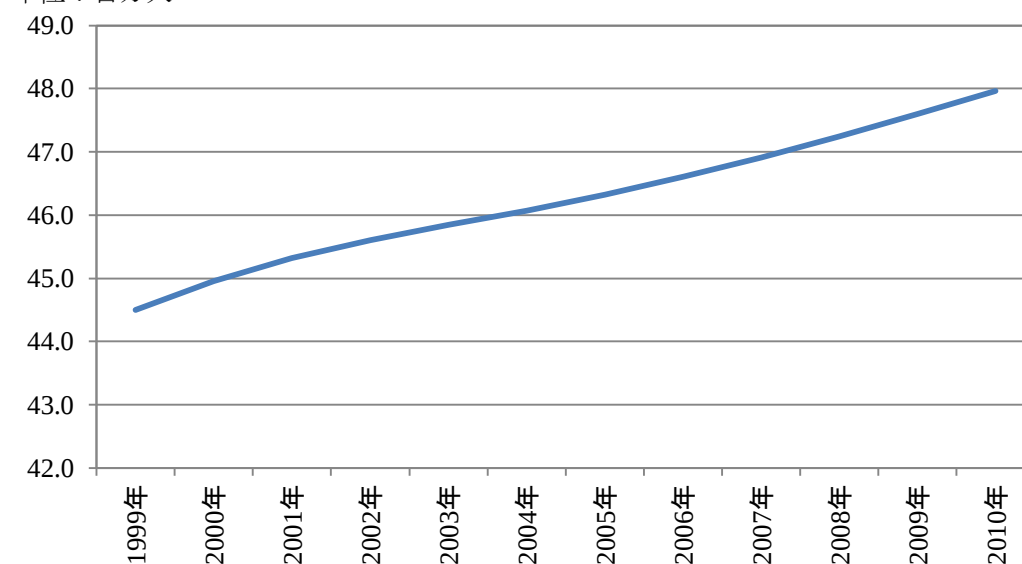
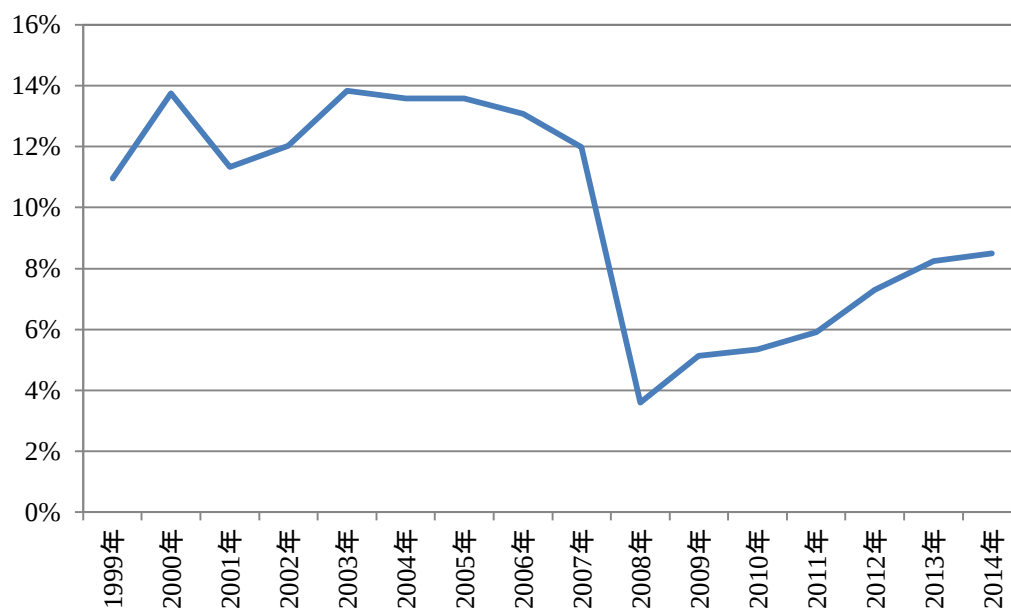
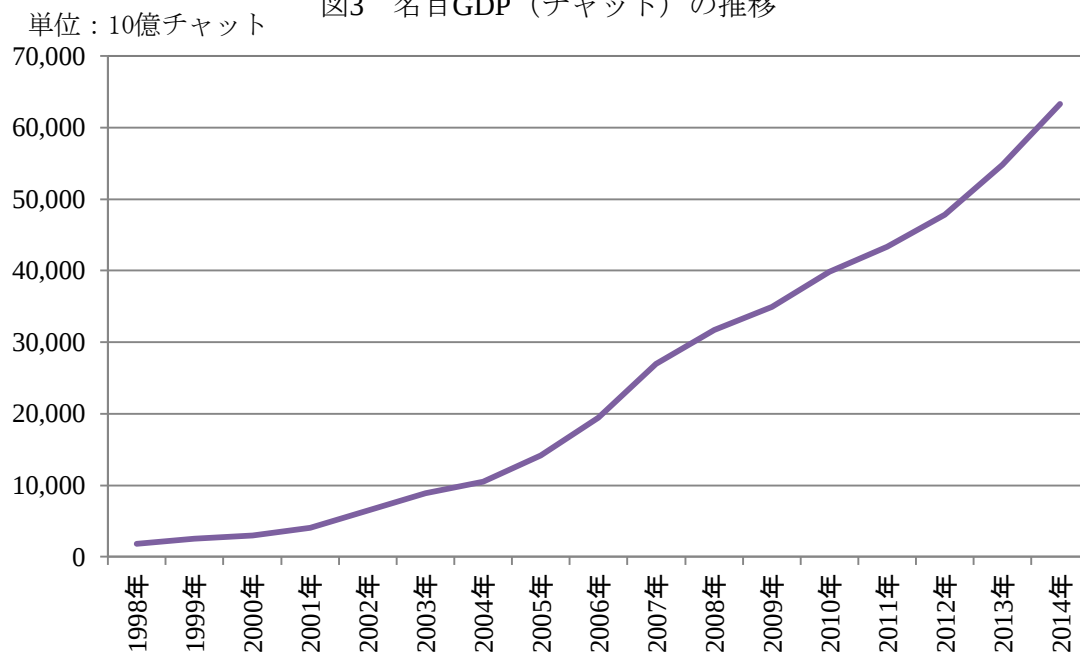


図2 実質経済成長率の推移

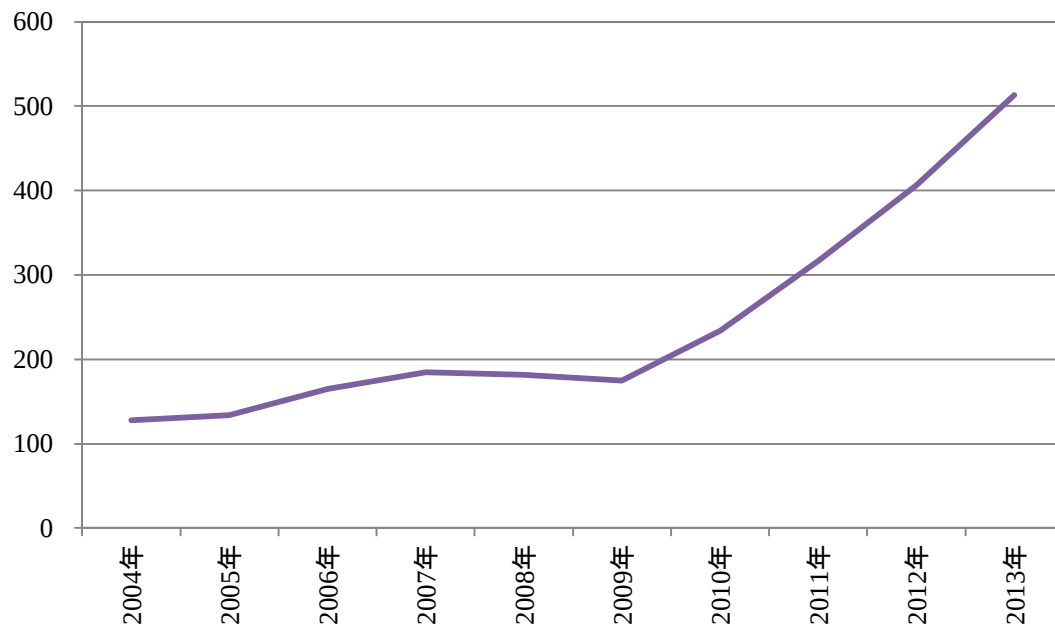


※実質経済成長率 = (当年の実質 GDP - 前年の実質 GDP) ÷ 前年の実質 GDP × 100

図3 名目GDP（チャット）の推移



単位：100万ドル 図4 対日輸出額の推移



単位：100万ドル 図5 対日輸入額の推移

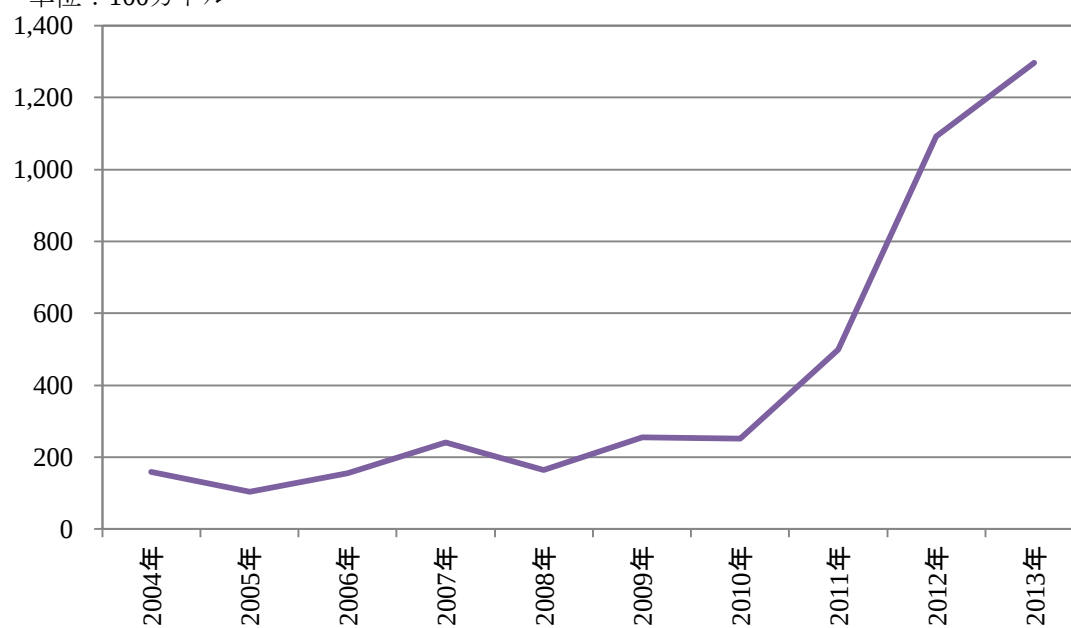


図6 ミャンマーの地理



図7 識字率（15歳～24歳）の推移

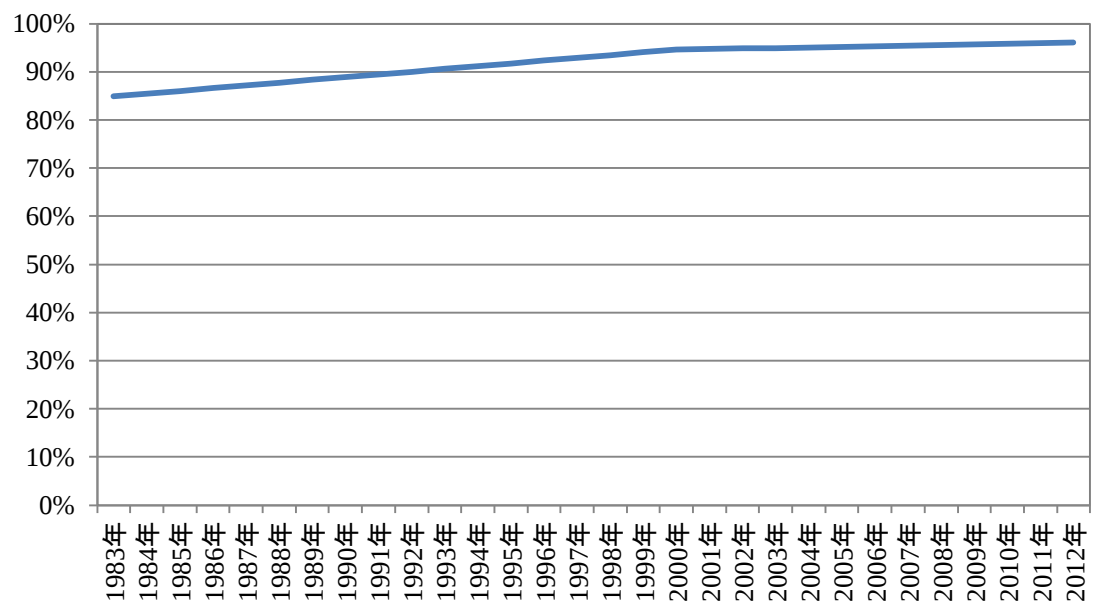


図8 初等教育児童数

単位：百万人

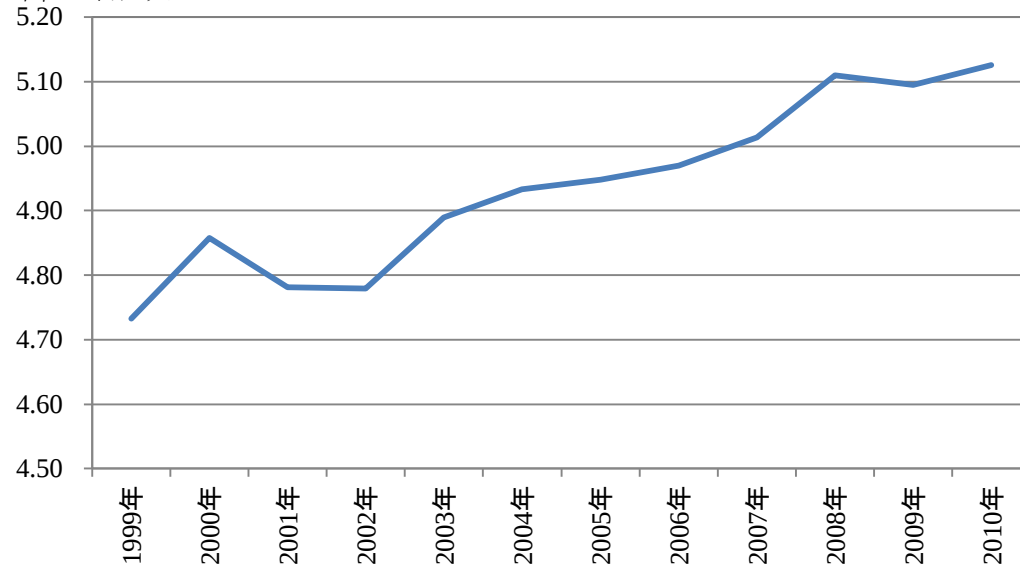


図9 初等就学率推移

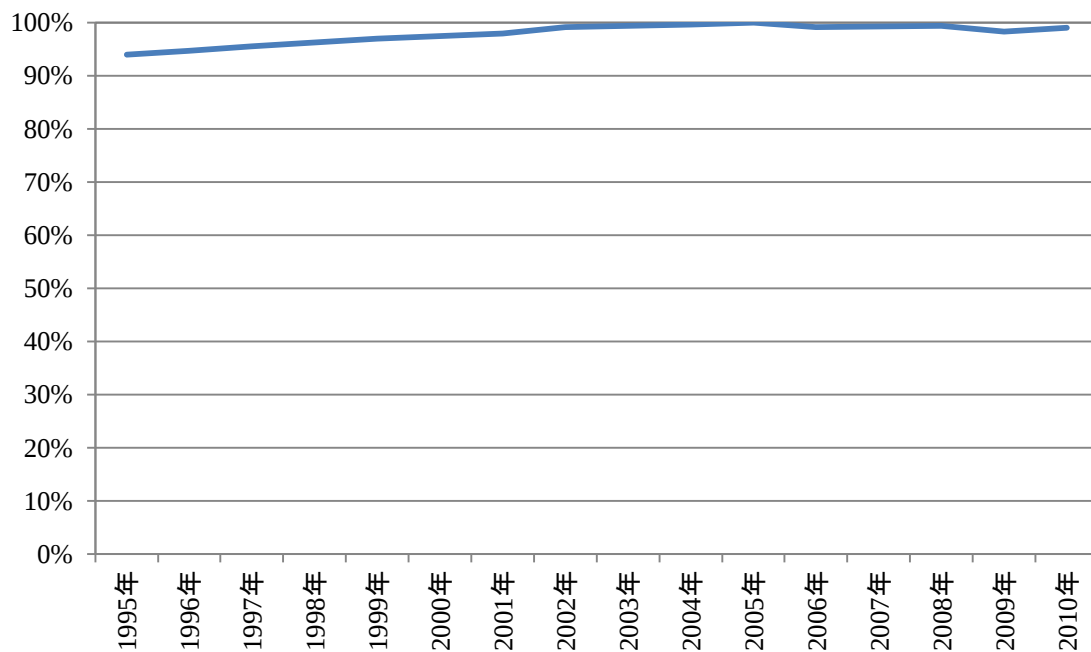


図10 中等教育教員数

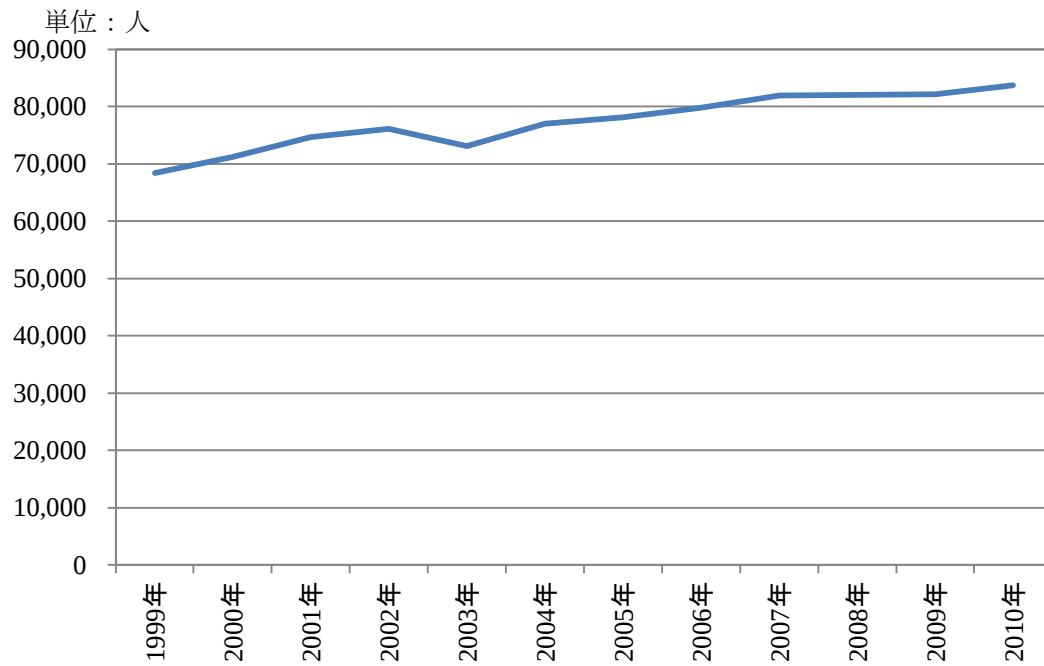


図11 養成訓練を受けた教員割合

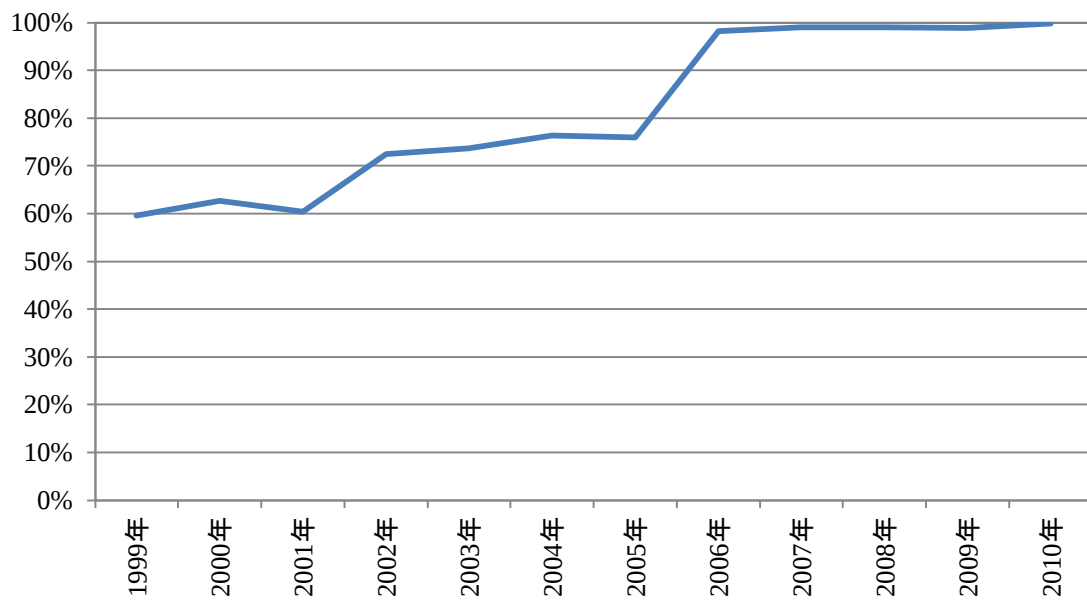


図12 中等教育生徒数

単位：百万人

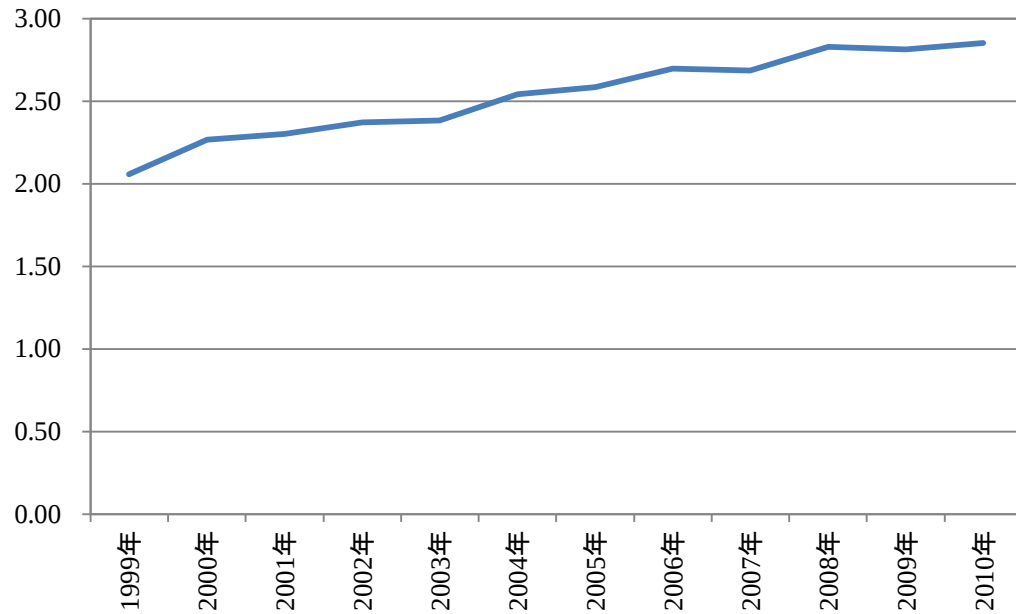


表1 民族構成比率

民族	構成比(%)
バマー（ビルマ）族	69.0
シャン族	8.3
カレン（カイン）族	6.2
アラカン（ラカイン）族	4.5
モン族	2.4
チン族	2.2
カチン族	1.4
カヤー（カレンニー）族	0.4
その他	5.6

表2 宗教構成比率

	構成比（%）
上座仏教徒	89.40
キリスト教徒	4.94
イスラム教徒	3.99
精霊信仰	1.12
ヒンドゥー教徒	0.51

表3 祝祭日(2015)

祝祭日	内容
1月4日	独立記念日（1948年1月4日の独立を記念）
2月12日	ユニオンデー(1947年2月12日の各民族間のパンロン合意を記念)
3月2日	小作農の日
3月13日	タバウンの満月（パゴダを作る祭）
3月27日	国軍記念日（1945年3月27日のビルマ国軍対日蜂起を記念）
4月12日-16日	水祭り（ミャンマーの新年を祝う）
4月17日	ミャンマーの新年
5月1日	労働節
5月2日	カゾンの満月（仏陀の誕生・入滅・悟りを菩提樹に水をかけて祝う）
7月19日	殉教者の日（1947年7月19日のアウン・サンらの暗殺を記念）
7月19日	ワソー満月
10月28日	タディンジュ満月
10月-11月	ディーワーリー（ヒンドゥー教の祭日）
11月26日	ダザウンダインの満月（ランタンの祭り）
11月16日	国慶日（1920年11月14日のビルマ最初の学生ストを記念）
12月19日	カレンの新年（カレン族の新年）
12月25日	クリスマス
11月-1月	イード（イスラム教徒の祭日）

注

⁽¹⁾2014年8月30日時点、出所：ミャンマー入国管理・人口省暫定発表

⁽²⁾http://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/stat_01/

⁽³⁾根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014年1月 p.383.

⁽⁴⁾<http://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/japanese/>

⁽⁵⁾<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC>

⁽⁶⁾根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014年1月 p.13.

⁽⁷⁾根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014年1月 p.14.

⁽⁸⁾ジェトロ世界貿易投資報告 2014年度ミャンマー編（日本貿易振興機構）p.1

⁽⁹⁾ミャンマー・ルネッサンス 根本悦子・工藤年博編著（コモンズ）2013年4月.p.62

⁽¹⁰⁾ミャンマー統計局

⁽¹¹⁾地球の歩き方 ミャンマー(ビルマ)（ダイヤモンド社）2012年10月 p.230

⁽¹²⁾根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014年1月 p.16.

⁽¹³⁾根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014年1月 p. 17.

⁽¹⁴⁾根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014 年 1 月 p.20.

⁽¹⁵⁾ヤンゴン日本人会『2014 年版 ヤンゴン生活手帳』ヤンゴン生活手帳編集委員会、
pp.147-148,2014 年.

出典

図 1 世界銀行HP

図 2 世界銀行HP

図 3 世界銀行HP

図 4 世界銀行HP

図 5 世界銀行HP

図 6 <http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20120510/231869/>

図 7 世界銀行HP

図 8 世界銀行HP

図 9 世界銀行HP

図 10 世界銀行HP

図 11 世界銀行HP

図 12 世界銀行HP

表 1 根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014 年 1 月.

表 2 根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書 2014 年 1 月

表 3 日本貿易振興機構（ジェトロ）HP、<http://ja.wikipedia.org/wiki/ミャンマー>

第Ⅱ章 『教育基本法』制定

1. 2014 年 2 月『国家教育法』草案から 2014 年 9 月 30 日『教育基本法』制定

2014 年 2 月の『国家教育法』の草案の目次である。序文から第 14 章の構成となっている（資料 1）。

『国家教育法』（草案）の目次

序文

第 1 章	名称および用語の定義
第 2 章	目標
第 3 章	教育の基本原則
第 4 章	教育の種類
第 5 章	基礎教育
第 6 章	高等教育
第 7 章	技術及び職業教育
第 8 章	ノンフォーマル教育（学校外での教育）と自主学習
第 9 章	教育の義務と権利
第 10 章	質の保証制度（Quality Assurance）
第 11 章	教育管理
第 12 章	財政（ファイナンス）
第 13 章	移行期間の規定
第 14 章	その他の規定

『教育基本法』は 2014 年 9 月 30 日、評議会はこの法律を制定した。草案通りの 14 章の構成となった。（資料 2）

2014 組合議会法 41

2014 年 9 月 30 制定の目次

第 1 章	名称および用語定義
第 2 章	国家教育の目的
第 3 章	国家教育の基本原則
第 4 章	国家教育委員会の設立、権利および責務
第 5 章	国家教育制度
第 6 章	学校の種類

第 7 章	カリキュラムの設定およびカリキュラム基準
第 8 章	教育の権利および義務
第 9 章	教員
第 10 章	品質審査および品質保証
第 11 章	教育管理
第 12 章	財政
第 13 章	移行期間
第 14 章	その他

草案の『国家教育法』の 14 章からの構成は変わっていないが、2014 年 9 月 30 日『教育基本法』法律制定した内容には「序文」と「第 5 章 高等教育」は独立した章としなかった。

2. 『教育基本法』の内容

2.1 2014 年 7 月 教育政策関係者へのインタビュー

UNICEF ヤンゴン事務所、在ミャンマー日本大使館、Myanmar Water Engineering and Products Co.Ltd、ヤンゴン工科大学、JICA ミャンマー事務所、ミャンマー教育省、ヤンゴン大学の各教育政策関係の担当者にインタビューを実施した。
インタビューの内容は下記の通りである。

2014 年教育政策については、18 のワーキンググループ(幼児教育から高等教育まで、主に海外留学経験者を中心に委員の構成)に分かれて高等教育政策のアクションプランを議論している。ミャンマーの『教育基本法』は、国会に法案が提出されており、審議中であるが、今回の通常国会はまもなく終了し、次の国会での成立を目指すとのことで、あと 6 か月位かかる予定である。

現在審議中のミャンマー高等教育政策について、各大学に求められていることは、「大学の自治、学問、財政、人事の自由」についてである。これまで大学は全て各省の下部機関として付属して、多くの制約条件がありその状況を打開する教育政策を検討している。今後の方向性としては、各省から独立し、各大学は大学運営評議会による管理となり、大学の自治を成立していく。大学評議会は「教育研究」の項目について担当し、教育の質の保証を確保する点である。

また他方、大学が自治を確立する一方で、政府が予算を削減する可能性についても避けられない点である。現在のミャンマーの大学は私立大学の開学は無く(資料 3)、169 の大学(資

料 4, 資料 5 参照)大学の一覧は全て国立大学であり、12 の省庁が管轄している。その内訳は教育省 68 大学、科学技術省 62 大学、保健省 15 大学他の管轄となっている(資料 6)。

2.2 2014 年 9 月 30 日制定『教育基本法』制定の影響

2.2.1 学生の立場からの意見

2014 年 2 月 NNR(National Network Education Reform)は、ミャンマー中央政府が教育への介入を減らすための会議開催の要望書を、アウンサン・スーチー氏に提出した。(資料 7)

2014 年 11 月『教育基本法』制定が発表された後、この制定内容に反対する学生グループ代表(Kyaw Ko Ko 氏)たちの運動が始まった。現在も学生の反対運動は継続している(資料 8) 学生の『教育基本法』への反対内容は、学生の意見が反映されていない点、学生会の組織の設置などである。

2015 年 2 月現在も学生のデモは継続し、『教育基本法』の内容を再検討する必要性が指摘されている。

2.2.2 学識経験者の立場の意見

2014 年 11 月『教育基本法』を基礎として将来の教育の発展性についての 5 名の学識経験者の意見が発表される。(資料 9)

それと同時に将来の「職業訓練教育」の発展のための会議は開催され議論された。(資料 10)

2014 年 11 月 25 日『教育基本法』に対しての学識経験者・有識者 5 名による意見が公表された。(資料 11)

1. Ms.Edwina Betts	First secretary, Australia
2 .Mr.Bertrand Bainvel	Country Representative, UNICEF
3. Mr.James Stevens	Education Specialist, World Bank
4. Mr.Jonathan Caseley	International planning Expert, CESR
5. Mr.Korad de Bartoli	Head of project, GIZ

2.2.3『教育基本法』関係のワークショップの意見

2014 年 12 月 16-18 日『教育基本法』に関するワークショップが開催された。

このワークショップでは、『教育基本法』についての具体的な内容の議論はできなかった。また、具体的議論に至らなかった理由は、『教育基本法』の内容が明確に制定されていなかったためであると指摘された(資料 12)。

ရူတိုင်းယဉ် ဥပဒေနှင့် သုတရသစာပေ

ပြည်ထောင်စုသမ္မတမြန်မာနိုင်ငံတော်

ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ရုံး

အမိန့်ကြော်ငြာစာအမှတ် (၉၁/၂၀၁၄)

အမျိုးသားပညာရေးဥပဒေ

(၂၀၁၄ ခုနှစ်၊ ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ဥပဒေအမှတ် ၄၁။)

၁၃၇၆ ခုနှစ်၊ သီတင်းကျွတ် လဆန်း ၇ ရက်

(၂၀၁၄ ခုနှစ်၊ စက်တင်ဘာလ ၃၀ ရက်)

ဥပဒေသုတေသီ ခင်ဝင်းမြင့်

出典：教育政策のワーキンググループより

အမျိုးသားပညာရေးဥပဒေ ၂၀၁၄ ခုနှစ် (မူကြမ်း)

မာတိကာ

နိဒါန်း

အခန်း ၁	အမည်၊ စတင်အာဏာတည်ခြင်းနှင့်အဓိပ္ပာယ်ဖော်ပြချက်
အခန်း ၂	ရည်မှန်းချက်များ
အခန်း ၃	ပညာရေးအခြေခံမူများ
အခန်း ၄	ပညာရယူနည်းနှင့်အမျိုးအစားများ
အခန်း ၅	အခြေခံပညာကဏ္ဍ
အခန်း ၆	အဆင့်မြင့်ပညာကဏ္ဍ
အခန်း ၇	နည်းပညာနှင့် သက်မွေးပညာရေးကဏ္ဍ
အခန်း ၈	ကျောင်းပြင်ပပညာရေးနှင့်ကိုယ်တိုင်သင်ယူပညာရေးကဏ္ဍ
အခန်း ၉	ပညာရေးဆိုင်ရာတာဝန်နှင့်အခွင့်အရေးများ
အခန်း ၁၀	အရည်အသွေးအာမခံမှု
အခန်း ၁၁	ပညာရေးစီမံခန့်ခွဲမှု
အခန်း ၁၂	ဘဏ္ဍာရေး
အခန်း ၁၃	ကူးပြောင်းရေးကာလပြဋ္ဌာန်းချက်များ
အခန်း ၁၄	အထွေထွေပြဋ္ဌာန်းချက်များ

အကြံပြုချက်

- ❖ တက္ကသိုလ်၊ ဒီဂရီကောလိပ်အားလုံးသည် ပညာရေးနှင့် ဆက်စပ်လျက်ရှိသော ဝန်ကြီးဌာနများမှ စီမံခန့်ခွဲသော အစိုးရပိုင် တက္ကသိုလ်များ ဖြစ်နေခြင်း၊
- ❖ နိုင်ငံတော်၏ ပညာရေးအဆင့်အတန်းမြင့်မားလာစေရန်နှင့် ခေတ်မီ ဖွံ့ဖြိုးတိုးတက်သော ပညာရေးလုပ်ငန်းများ အကောင်အထည်ဖော်ရန်၊ ပြည်တွင်း/ပြည်ပ ပုဂ္ဂလိက တက္ကသိုလ် (Private Institution) များ တည်ထောင် ဖွင့်လှစ်ခွင့် ပြုသင့်ကြောင်း အကြံပြု တင်ပြအပ်ပါသည်။
- ❖ ပုဂ္ဂလိကအခန်းကဏ္ဍမှ ပါဝင်ဆောင်ရွက်နိုင်ရေးအတွက် သက်ဆိုင်ရာဥပဒေများ ပြဋ္ဌာန်းသင့်ကြောင်း အကြံပြု တင်ပြအပ်ပါသည်။

出典：教育政策のワーキンググループより

- 大学、学位、カレッジは関係している各省の管轄の国立大学になっていること。
- 国の教育レベルが上がるためには、近代的教育の内容を果たすべきこと。
- 国内/外私立大学(Private Institution)などを認可すべきことを提案する。
- 私的部門の役割で行えるための法律を制定すべきということを提案する。

資料４ 大学のリスト （2014 年 12 月現在）

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

	University, Degree College and College		Region and State
	Ministry of Education		
1	1	University of Yangon	Yangon
2	2	Yangon Institute of Economics	Yangon
3	3	Yangon Institute of Education	Yangon
4	4	Mawlamyine University	Mon
5	5	Yangon University of Distance Education	Yangon
6	6	Dagon University	Yangon
7	7	Patheingyi University	Ayeyarwady
8	8	Yangon University of Foreign Languages	Yangon
9	9	Sittway University	Rakhine
10	10	Taungtha University	Bago(E)
11	11	Pyaw University	Bago(W)
12	12	Dawei University	Tanintharyi
13	13	University of East Yangon	Yangon
14	14	West Yangon University	Yangon
15	15	Hinthada University	Ayeyarwady
16	16	Maubin University	Ayeyarwady
17	17	Hpa-An University	Kayah
18	18	Myeik University	Tanintharyi
19	19	Bago University	Bago(E)
20	20	National management College	Yangon
21	21	Taung Goke College	Rakhine
22	22	University of Mandalay	Mandalay
23	23	University of Taunggyi	Shan(S)
24	24	Sagaing Institute of Education	Sagaing
25	25	University of Magway	Magway
26	26	University of Monywa	Sagaing
27	27	Mandalay University of Foreign Languages	Mandalay
28	28	University of Myittha	Kachin
29	29	Monywa Institute of Economics	Sagaing
30	30	Mandalay University of Distance Education	Mandalay
31	31	Yadanabon University	Mandalay
32	32	Meiktila University	Mandalay
33	33	Pakokku University	Magway
34	34	Meiktila Institute of Economics	Mandalay
35	35	Kyaukse University	Mandalay
36	36	Panglong University	Shan(S)

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

37	37	Kalay University	Chin
38	38	Loikaw University	Kayah
39	39	Lashio University	Shan(N)
40	40	Kyaing Tong University	Shan(S)
41	41	Banmaw University	Kachin
42	42	Shwebo University	Sagaing
43	43	Sagaing University	Sagaing
44	44	Yenanchaung Degree College	Magway
45	45	Myingyan Degree College	Mandalay
46	46	Mohnyin Degree College	Kachin
47	47	Mandalay College	Mandalay
48	48	Yankin Education College	Yangon
49	49	Myaungmya Education College	Ayeyarwady
50	50	Mawlamyine Education College	Mon
51	51	Kyaukphyu Education College	Rakhine
52	52	Taungoo Education College	Bago(E)
53	53	Bogalay Education College	Ayeyarwady
54	54	Hpa-an Education College	Kayin
55	55	Pyay Education College	Bago(W)
56	56	Thingangyun Education College	Yangon
57	57	Hlegu Education College	Yangon
58	58	Dawei Education College	Taninthayi
59	59	Patheingyi Education College	Ayeyarwady
60	60	Taunggyi Education College	Shan(S)
61	61	Myittha Education College	Kachin
62	62	Sagaing Education College	Sagaing
63	63	Magway Education College	Magway
64	64	Meiktila Education College	Mandalay
65	65	Mandalay Education College	Mandalay
66	66	Monywa Education College	Sagaing
67	67	Pakokku Education College	Magway
68	68	Lashio Education College	Shan(N)
Ministry of Health			
69	1	University of Medicine(1) Yangon	Yangon
70	2	University of Medicine(2) Yangon	Yangon
71	3	University of Medicine, Mandalay	Mandalay
72	4	University of Medicine, Magway	Magway
73	5	University of Dental Medicine, Yangon	Yangon

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

74	6	University of Nursing, Yangon	Yangon
75	7	University of Medical Technology, Yangon	Yangon
76	8	University of Pharmacy, Yangon	Yangon
77	9	University of Community Health, Magway	Magway
78	10	University of Dental Medicine, Mandalay	Mandalay
79	11	University of Nursing, Mandalay	Mandalay
80	12	University of Medical Technology, Mandalay	Mandalay
81	13	University of Pharmacy, Mandalay	Mandalay
82	14	University of Traditional Medicine	Mandalay
83	15	University of Public Health, Yangon	Yangon
		Ministry of Science and Technology	
84	1	Yangon Technological University	Yangon
85	2	West Yangon Technological University	Yangon
86	3	Mandalay Technological University	Mandalay
87	4	Pyay Technological University	Bago(W)
88	5	University of Computer Studies, Yangon	Yangon
89	6	University of Computer Studies, Yangon (Bahan)	Yangon
90	7	University of Computer Studies, Mandalay	Mandalay
91	8	Myanmar Aerospace Engineering University	Mandalay
92	9	Technological University (Myitkyina)	Kachin
93	10	Technological University (Monywa)	Sagaing
94	11	Technological University (Mandalay)	Mandalay
95	12	Technological University (Meiktila)	Mandalay
96	13	Technological University (Taunggyi)	Shan(S)
97	14	Technological University (Magway)	Magway
98	15	Technological University (Taungoo)	Bago(E)
99	16	Technological University (Sittwe)	Rakhine
100	17	Technological University (Thanlyin)	Yangon
101	18	Technological University (Hinthada)	Ayeyarwady
102	19	Technological University (Patheingyi)	Ayeyarwady
103	20	Technological University (Mawlamyine)	Mon
104	21	Technological University (Dawei)	Taninthayi
105	22	Technological University (Hpa-an)	Kayin
106	23	Technological University (Hmawbi)	Yangon
107	24	Technological University (Kyaukse)	Mandalay
108	25	Technological University (Banmaw)	Kachin
109	26	Technological University (Kalay)	Chin
110	27	Technological University (Lashio)	Shan(N)

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

111	28	Technological University (KyaingTong)	Shan(E)
112	29	Technological University (Loikaw)	Kayah
113	30	Technological University (Pakokku)	Magway
114	31	Technological University (Myeik)	Taninthayi
115	32	Technological University (Pinlon)	Shan(S)
116	33	Technological University (Maubin)	Ayeyarwady
117	34	Technological University (Yamaethin)	Mandalay
118	35	Technological University (Sagaing)	Sagaing
119	36	Technological University (Yatanarpon Cyber City)	Mandalay
120	37	Government Technological College (Shwebo)	Sagaing
121	38	Government Technological College (Mohnyin)	Kachin
122	39	Government Technological College (Mingyan)	Mandalay
123	40	Computer University (Myitkyina)	Kachin
124	41	Computer University (Thahton)	Mon
125	42	Computer University (Sittwe)	Rakhine
126	43	Computer University (Taunggyi)	Shan(S)
127	44	Computer University (Lashio)	Shan(N)
128	45	Computer University (Monywa)	Sagaing
129	46	Computer University (Myeik)	Taninthayi
130	47	Computer University (Taungoo)	Bago(E)
131	48	Computer University (Magway)	Magway
132	49	Computer University (Mandalay)	Mandalay
133	50	Computer University (Patheingyi)	Ayeyarwady
134	51	Computer University (Hpa-an)	Kayin
135	52	Computer University (Pakokku)	Magway
136	53	Computer University (Loikaw)	Kayah
137	54	Computer University (Kyaingtong)	Shan(E)
138	55	Computer University (Kalay)	Chin
139	56	Computer University (Meiktila)	Mandalay
140	57	Computer University (Hinthada)	Ayeyarwady
141	58	Computer University (Banmaw)	Kachin
142	59	Computer University (Dawei)	Taninthayi
143	60	Computer University (Pinlon)	Shan(S)
144	61	Computer University (Maubin)	Ayeyarwady
145	62	Computer University (Pyaw)	Bago(W)
Ministry of Defence			
146	1	National Defence College	Nay Pyi Taw
147	2	Defence Services Academy	Mandalay

List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries

148	3	Defence Services Medical Academy	Yangon
149	4	Defence Services Technological Academy	Mandalay
150	5	Military Institute of Nursing and Paramedical Science	Yangon
151	6	Military Computer and Technological Institute	Shan
		Ministry of Culture	
152	1	National University of Arts and Culture (Yangon)	Yangon
153	2	National University of Arts and Culture (Mandalay)	Mandalay
		Ministry of Environmental Conservation and Forestry	
154	1	University of Forestry	Yezin Nay Pyi Taw
		Ministry of Agriculture and Irrigation	
155	1	Yezin Agricultural University	Nay Pyi Taw
		Ministry of Livestock, Fisheries and Rural Development	
156	1	University of Veterinary Science	Nay Pyi Taw
		Ministry of Co-operatives	
157	1	University of Co-operative (Thanlyin)	Yangon
158	2	University of Co-operative (Sagaing)	Sagaing
159	3	Co-operative Colleges (Phaunggyi)	Yangon
160	4	Co-operative Colleges (Mandalay)	Mandalay
161	5	Lacquerware Technology College	Mandalay
		Ministry of Religious Affairs	
162	1	International Theravada Buddhist Missionary University	Yangon
163	2	State Pariyatti Sasana University (Yangon)	Yangon
164	3	State Pariyatti Sasana University (Mandalay)	Mandalay
		Ministry of Border Affairs	
165	1	The University for Development of the National Races of the Union	Sagaing
166	2	Nationalities Youth Resource Development Degree	Yangon
167	3	Nationalities Youth Resource Development Degree	Sagaing
		Ministry of Transport	
168	1	Myanmar Maritime University	Yangon
169	2	Myanmar Mercantile Marine College	Yangon

ပထဝီဝင်အနေအထားအရတည်ရှိမှုကိုလေ့လာဆန်းစစ်ခြင်း

□ ပြည်နယ်နှင့်တိုင်းဒေသကြီး မှ ကျောင်းသူကျောင်းသူများ သင်ယူမှုအခွင့်အလမ်းများ အညီအမျှ ရရှိနိုင်စေရန် တက္ကသိုလ်ကောလိပ်များ ဖွင့်လှစ်ပေးခဲ့သော်လည်း အချို့သော တက္ကသိုလ်ကောလိပ်များသည် မြို့နှင့်အလွမ်း ကွာဝေးခြင်း၊ အဆောင်များ မပါရှိခြင်းတို့ကြောင့် ကျောင်းသားကျောင်းသူများအတွက် ဝန်ထုပ်ဝန်ပိုး ဖြစ်စေခဲ့ကြောင်း လေ့လာတွေ့ရှိခဲ့ပါသည်။

အကြံပြုချက်

➢ ပညာရပ်နယ်ပယ်စုံ တက္ကသိုလ်များကို တည်ရှိရာဒေသ (Region) အလိုက် သို့မဟုတ် ပညာရပ်နယ်ပယ် (Field of Study) အလိုက် တက္ကသိုလ်များ စုဖွဲ့ခြင်းဖြင့် ဒေသဆိုင်ရာလိုအပ်ချက်များ (community needs) ကို အထောက်အကူပြုနိုင်သော ဘာသာရပ်များ သင်ကြားပေးသောအထူးပြု တက္ကသိုလ်များအဖြစ် အဆင့်မြှင့်တင်ပေးရန် အကြံပြုတင်ပြအပ်ပါသည်။

出典：教育政策のワーキンググループより

大学・カレッジの地理的な位置の検討

州と地域の学生達が平等に学べるチャンスを与えるため大学やカレッジを開講した。

しかし、ある大学やカレッジは市内から離れていること、寮がないことなどで学生達にとってとても不便になっていることが明確になった。

提案

学際的な大学(Interdisciplinary University) を地域に、あるいは研究分野によって大学を総合化し、コミュニティの必要性(Community Needs)に貢献する科目を教える専門大学に改革する点を提案する。

အဆင့်မြင့်ပညာကဏ္ဍ

အဆင့်မြင့်ပညာကဏ္ဍတွင် အောက်ပါပညာရပ်နယ်ပယ်များ အကျုံးဝင်ပါသည်။

- ဝိဇ္ဇာနှင့်သိပ္ပံပညာရပ်များ
- ဆေးပညာ
- အင်ဂျင်နီယာပညာရပ်များ
- စိုက်ပျိုးရေးပညာ
- မွေးမြူရေးပညာ
- သစ်တောပညာ
- ကွန်ပျူတာပညာ
- စီးပွားရေးပညာရပ်များ
- ဆရာအတတ်ပညာ
- ယဉ်ကျေးမှုအနုပညာရပ်များ

出典：教育政策のワーキンググループより

高等教育分野

高等教育分野に下記の教育分野が含まれている。

- 文学、科学
- 医学
- 工学
- 農学
- 林学
- コンピュータ
- 経済学
- 文化学

各省における大学の設置数、設置地域について

	管区、州 省	カチン	カヤー	カレン	チン	ザガイン	テナセリ	バゴ	ネピドー	マグエー	マンダレー	モン	ラカイン	ヤンゴン	シャン	エヤワディ	合計
1	教育	4	1	2	1	7	3	5		5	11	2	3	12	6	6	68
2	保健									2	6			7			15
3	科学技術	5	2	2	2	4	4	4		4	11	2	2	6	8	6	62
4	国防								1		2			2	1		6
5	文化										1			1			2
6	林業								1								1
7	農業灌漑								1								1
8	国境								1								1
9	協同組合					1					2			2			5
10	宗教										1			2			3
11	畜水産・ 農村開発					2								1			3
12	運輸													2			2
	合 計	9	3	4	3	14	7	9	4	11	34	4	5	35	15	12	169

出典：教育政策のワーキンググループ

資料7

2014 年 2 月 21 日 mizzima Daily

NNR(National Network Education Reform)が、ミャンマー中央政府の政策介入を減らすための会議開催、アウンサンスーチー氏に会議の内容を提出した。

資料 8

2014 年 11 月 20 日 The Standard Time Daily

『教育基本法』制定 反対グループ代表 Mr.Kyaw Ko Ko へのインタビュー

この公開された『教育基本法』は学生の意見を反映していない内容である。そして、学生の意見を反映するための学生会の組織を設置して欲しい。

資料 9

2014 年 11 月 25 日 Light of Myanmar

『教育基本法』に関する教育の発展について学識経験者・有識者 5 名によるコメントがあった。

資料 10

2014 年 11 月 25 日 Light of Myanmar

職業訓練教育の発展のための会議が開催された。

資料 11

2014 年 11 月 25 日 Light of Myanmar

『教育基本法』に対して学識経験者・有識者の意見が公開された。

資料 12

2014 年 12 月 21 日 The Standard Time Daily

2014 年 12 月 16-18 日『教育基本法』のワークショップが開催された。

第Ⅲ章 ミャンマーから日本への留学生

3.1 ミャンマー日本留学生協会

MYANMAR ASSOCIATION OF JAPAN ALUMNI : MAJA

2015年1月 MAJA Vice-President (教育担当) Dr. Myo Khin 氏にインタビューを実施した。

ミャンマー元日本留学生協会（以下 MAJA）は、2001年12月10日、「ミャンマー連邦の国民の日」に49名の会員により設立された。設立時の会員の多くは、1943年～1945年第二次世界大戦中、日本に留学していた人たちが、この会の設立後援者である。

この MAJA の設立目的は、以前日本で勉強・研究をしたミャンマーの元留学生が相互に連携を強めて人脈を作り、留学生の地位 向上を図る同窓会組織である。

日本の大学と連携して日本語教育、ビジネスマン育成のための技術研修、経営研修の事業を実施していた。

MAJA 設立以前は、何年もの間、公式の組織として結成していなかったが、海外技術者研修協会（AOTS⁽¹⁾）の制度のもと、日本や近隣諸国に研修生を送る方針をすすめ、元日本留学生は、活動を継続していた。

2002年2月28日、ミャンマー連邦政府内務省により正式に MAJA が正式認可され、その後、会員数は822名を超え、その活動内容も拡大していった。

2009年11月、ミャンマーのヤンゴンにおいて、第1回ASEAN元日本留学生評議会（ASCOJA）⁽²⁾の総会が開催された。

2014年末で1500余の留学生が日本で勉強・研究中である。

今後、日本の教育組織との連携、MOUを進めていきたい。

MAJA の主な活動内容である。

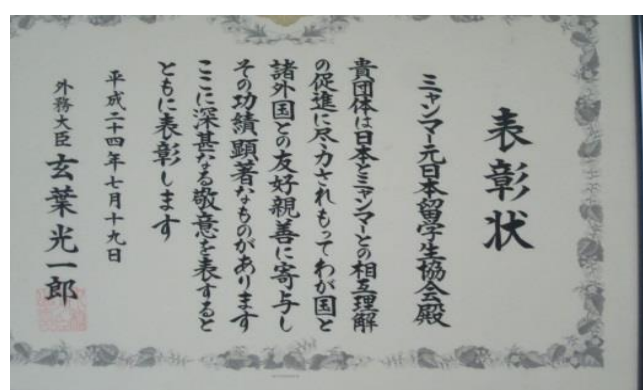
1. 年2回、日本留学試験（EJU）を実施。
2. 毎年12月、日本大使館とともに、日本語能力試験を実施。
3. 年1回、日本学生支援機構（JASSO）との協同により、日本留学セミナーを開催。
4. 年1回、ミャンマーの人々を対象とした日本文化紹介イベントを開催。
5. 年1回、後援者のために、仏教の伝統に倣った表敬行事を開催。
6. 年1回、日本大使館とともに、日本語スピーチコンテストおよび日本文学翻訳コンテスト（日本語からミャンマー語）を実施。
7. 月1回、定例理事会を開き、また必要に応じて臨時理事会を開催。

8. 毎年、中学生（男女各 3 名）を面接で選考し、日本の豊田市にホームステイおよび研修旅行に派遣。
9. 毎年、アスジャ・インターナショナル（Asia Japan Alumni）の奨学生を選考し、日本の大学院修士課程に留学する制度。
10. ミャンマー語、日本語、英語のニュースレター（季刊）を発行。

2014 年 7 月 外務大臣よりこの 2001 年からの MAJA の活動、外友好親善に対し表彰された。

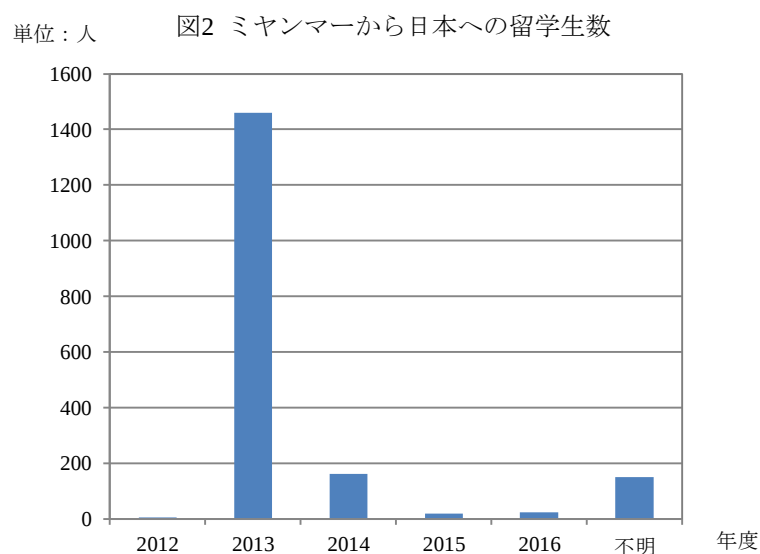
(図 1)

図 1



3.2 日本への留学生数

MAJA 提供の 2012 年度からの日本への留学生数である。ただし、この留学生数は在留資格の有効期限の年度(在留資格の年月日まで日本に留学している)としてあるため 2016 年度までの数値となっている。



年度	2012	2013	2014	2015	2016	不明
人数	5	1459	162	18	24	149

注

⁽¹⁾「ATOS 同窓会」は、日本で研修をし、帰国した研修生が AOTS(現在 HIDA)研修の共通体験を基盤に集まり世界各地で自主的に組織した NGO である。2012 年 8 月現在では、43 カ国 71 箇所に結成され、自国の経済・産業発展、地域社会への貢献とともに日本および諸外国との公有関係を増進に努めている。

出典：一般財団法人 海外産業人材育成協会 HP より抜粋

⁽²⁾ASEAN Council of Japan Alumni: ASEAN 元日本留学生評議会

1974 年故福田元首相の呼びかけで始まった外務省招聘事業「東南アジア元日本留学生の集い」で交流を深めた参加者たちが中心となり 1977 年 6 月 ASEAN 各国の元日本留学生会の交流・連携を目的として ASCOJA が設立した。

現在の参加国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、ラオスの 10 カ国。

出典：ASJA(Asia Japan Alumni)International HP より抜粋

第Ⅳ章 今後の展望

高等教育の基礎となる 2014 年 9 月 30 日ミャンマーの『教育基本法』は、民主化、市場経済の開放、国際化などの大きな構造変化の下、急速に制定されたと見受けられる。新聞によると、今まで、政治活動が禁止されていた学生が、民主主義化を基礎とした政党活動、学生運動を再開し、“大学に自治権を持たせる”内容を継続して要求している。また、ワークショップなどから継続して『教育基本法』の内容の再検討の必要性の意見もある。

今後、2015 年 11 月上旬実施予定の議会選挙を前に(この議会選挙後の審議会が、次期大統領を選出することになる)、国際化が進む下で改革を推進しながら『高等教育法』、『職業技能教育法』『大学法(国立・私立)』などの教育セクターの教育関連法の制定のための議論が必要と指摘されている。

参考文献

1. 工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』アジア経済研究所、2010 年。
2. 田村克己・松田正彦編著『ミャンマーを知るための 60 章』明石書店、2013 年。
3. JICA（株）パデコ アイ・シー・ネット『ミャンマー国 教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート』2013 年。
4. 根本悦子・工藤年博編著『ミャンマー・ルネッサンス』コモンズ、2013 年
5. JETRO『世界貿易投資報告書 2014 年度 ミャンマー編』2014 年。
6. 根本 敬『物語ビルマの歴史』中公新書、2014 年。
7. アジア経済研究所『アジア動向年報 2014』独立行政法人日本貿易振興機構、2014 年。
8. ヤンゴン日本人会『2014 年版 ヤンゴン生活手帳』ヤンゴン生活手帳編集委員会、2014 年。
9. ミャンマー国内の各新聞